

総合化事業計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣名 殿

申請者
住 所
氏 名

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、総合化事業を行う全ての農林漁業者等（認定を受けようとする農林漁業者等の構成員等及び促進事業者を除く。）を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（別紙）

総合化事業計画

- 1 事業名
- 2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①：	⑤：
②：	⑥：
③：	⑦：

④：電話番号： FAX番号： 担当者名：	⑧：
共同申請者（共同して申請する者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①： ②： ③： ④：電話番号： FAX番号： 担当者名：	⑤： ⑥： ⑦： ⑧：
促進事業者（促進事業者がいる場合に記載）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③法人の場合はその代表者の氏名、④連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）、⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	
①： ②： ③： ④：電話番号： FAX番号： 担当者名：	⑤： ⑥： ⑦： ⑧：

(備考)

- 1 共同申請者又は促進事業者が2者以上存在する場合には、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。
- 3 農林漁業経営の現状
- 4 総合化事業の目標
 - (1) 総合化事業全体の目標
 - (2) 農林漁業経営の改善の目標
 - ① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高
現 状（ 年 月期）

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高 (円) [販売数量 () × 単価 (円/)]
		[×]
		[×]
ア : 売上高計		

目 標 (年 月期)

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高 (円) [販売数量 () × 単価 (円/)]
		[×]
		[×]
イ : 売上高計		

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] _____% (= (イ÷ア) × 100)

② 農林漁業及び関連事業の所得

現 状 (年 月期) (単位：円)

ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	
エ：経営費	
オ：所得 (ウ－エ)	

目 標 (年 月期) (単位：円)

カ：農林漁業及び関連事業の売上高	
キ：経営費	
ク：所得 (カ－キ)	

→ [所得の増加率] _____% (= (ク÷オ) × 100)

(注) ②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

5 総合化事業の内容

(1) 実施内容

- ① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組
- ② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組
- ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組
- (2) 実施計画
 - ① 実施体制
 - ② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容（別表1）
 - ③ 特例措置（別表2）
 - ④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表3）

6 総合化事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

(備考)

- 1 このほか、以下の書類を添付すること。
 - (1) 認定を受けようとする農林漁業者等（個人の場合を除く。）の定款又はこれに代わる書面
 - (2) 認定を受けようとする農林漁業者等の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 2 促進事業者の行う法第5条第4項各号に掲げる措置に関する計画を含める場合には、以下の書類も添付すること。
 - (1) 促進事業者が法人の場合には、その定款又はこれに代わる書面
 - (2) 促進事業者の最近2期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類）

(別表1)

総合化事業の用に供する施設の整備の内容

(注) 総合化事業の用に供する施設を整備する場合に記載すること。

(農業改良金融通法等、農地法、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律、都市計画法の特例措置を必要とする場合には必ず記載すること。)

1 施設の整備の内容

番号	新設等	施設の種類	規模・用途等	施設の用に供する土地の所在	地番	地目		面積
						登記簿	現況	
①								
②								
③								

2 施設を整備する者の概要

番号	
①	氏名:
	住所:
②	氏名:
	住所:
③	氏名:
	住所:

(注)1 「新設等」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

2 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

3 「施設の用に供する土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はその他の区域のいずれに含まれているかを記載すること。

さらに、当該土地が市街化調整区域にある場合には、以下の事項を記載すること。

A 施設に係る開発行為又は建築行為等が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条の建築許可を要しないものであるときは、該当記号「A」並びに同法第29条第1項及び第2項並びに第43条第1項の該当号

B 開発行為が開発許可を要するものであるときは、該当記号「B」及び同法第34条の該当号

C 建築行為等が建築許可を要するものであるときは、該当記号「C」及び建築物が都市計画法施行令第36条第1項第3号イからホまでのいずれの建

築物に該当するか

D 施設の整備が開発行為及び建築行為等のいずれも伴わないものであるときは、該当記号「D」及びその理由

また、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第9条の集約酪農地域の区域内における草地の形質変更を伴う場合には、集約酪農地域内に所在している旨を記載すること。

4 「1 施設の整備の内容」と「2 施設を整備する者の概要」はそれぞれの「番号」が対応するように記載すること。

5 申請者が法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

施設の規模及び構造を明らかにした図面

(都市計画法の特例措置を必要とする場合には、施設の売場面積、床面積及び敷地面積が分かる図面であること。)

(別表2-1)

農業改良資金融通法等の特例措置

(注) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法又は沿岸漁業改善資金助成法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(農林漁業者等が農業改良資金等を借り受ける場合)

- 1 特例を受ける農林漁業者等の氏名
- 2 特例を受ける農林漁業者等の生産の現況
- 3 農業改良措置等の概要
- 4 総合化事業と農業改良措置等の関係
- 5 導入する機械・施設等

実施時期	機械・施設等名	規模・能力等	数量	購入予定価格(千円)	新設・更新
①					
②					
			合計		

(促進事業者が農業改良資金等を借り受ける場合)

- 1 特例を受ける促進事業者の氏名
- 2 支援措置を受ける農林漁業者等の氏名
- 3 支援措置を受ける農林漁業者等の生産の現況
- 4 支援措置の概要
- 5 総合化事業と支援措置の関係
- 6 導入する機械・施設等

実施時期	機械・施設等名	規模・能力等	数量	購入予定価格(千円)	新設・更新
①					
②					
			合計		

- (注) 1 農林漁業者等又は促進事業者ごとに記載すること。
- 2 農林漁業者等が法人その他の団体の場合又は促進事業者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
 - 3 導入する機械・施設等が複数ある場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 - 4 「規模・能力等」の単位については、該当する機械・施設等に応じた適切な単位を使用すること。
 - 5 総合化事業計画の認定によって、農業改良資金等の融資が決定するわけではなく、別途貸付資格の認定及び融資審査が行われる。

(別表2-2-①)

農地法の特例措置（法第12条第1項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地を農地以外のものにする場合）を必要とする場合に記載すること。

1 農地を転用する者の氏名及び住所	氏 名		住 所		
2 施設の種類の					
3 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名
計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ²)					
4 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類の	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物				m ²
	小 計				
	工作物				
	小 計				
	計				
5 転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要					
6 その他参考となるべき事項					

- (注) 1 農地を転用する者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
 2 記載に当たっては、別表1及びその添付書類と整合性を図ること。
 3 農地を転用する者又は耕作者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
 4 「利用状況」には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 農地を転用する者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者又は促進事業者の場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 総合化事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表3と整合性を図ること。）
- (5) 農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別表2-2-②)

農地法の特例措置（法第12条第2項関係）

(注) 農地法の特例措置（農地又は採草放牧地を農地又は採草放牧地以外のものにするためこれらの土地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合）を必要とする場合に記載すること。

1 当事者の氏名及び住所	当事者の別	氏名	住所		
	譲受人				
	譲渡人				
2 施設の種類					
3 土地の所有者の氏名等	土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
				権利の種類及び内容	権利者の氏名
4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期間	
5 土地の利用状況等	土地の所在	地番	利用状況	10a 当たり普通収穫高	
	計 筆 m ² (田 m ² 、畑 m ² 、採草放牧地 m ²)				
6 転用の時期	工事計画	着工 年 月 日から 年 月 日まで			
		施設の種類	棟数	建築面積	所要面積
	土地造成				m ²
	建築物			m ²	
	小計				
	工作物				
	小計				
計					
7 転用することによって生ずる付近の農地又は採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概					

要	
8 その他参考となるべき事項	

- (注)1 譲受人ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。
- 2 記載に当たっては、別表1及びその添付書類と整合性を図ること。
- 3 当事者、土地の所有者又は権利者が法人の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を、「住所」には「主たる事務所の所在地」を記載すること。
- 4 譲渡人が2者以上存在する場合には、1、3及び5の欄には「別紙記載のとおり」と記載し、次の別紙1及び別紙2により記載することができるものとする。
- 5 「利用状況」には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を、採草放牧地にあっては主な草名又は家畜の種類を記載すること。
- 6 「10 a 当たり普通収穫高」には、採草放牧地にあっては採草量又は家畜の頭数を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当事者が法人の場合には、その登記事項証明書及び定款又はこれに代わる書面（その者が申請者又は促進事業者の場合にあっては、定款又はこれに代わる書面を除く。）
- (2) 土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書
- (3) 土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (4) 総合化事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（別表3と整合性を図ること。）
- (5) 農地又は採草放牧地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (6) 農地又は採草放牧地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書（意見を求めた日から30日を経過してもその意見を得られない場合にあっては、その事由を記載した書面）
- (7) その他参考となるべき書類

(別紙1) 別表2-2-②の1の欄（当事者の氏名及び住所）

当事者の別	氏 名	住 所
譲 受 人		

譲渡人		

(別紙2) 別表2-2-②の3及び5の欄(土地の所有者の氏名等及び土地の利用状況等)

土地の所在	地番	土地の所有者の氏名	所有権以外の使用収益権が設定されている場合		利用状況	10a当たり普通収穫高
			権利の種類及び内容	権利者の氏名		
計 筆		m ² (田	m ² 、畑	m ² 、採草放牧地		m ²)

(注) 本表は、(別紙1)の譲渡人の順に名寄せして記載すること。

(別表2-3)

都市計画法の特例措置

(注) 都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

1 農林水産物等の販売施設における農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量(a)のうちに、

(1) 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間売上高又は年間販売数量(b)

(2) (1)の加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高又は年間販売数量(c)の占める割合 (d 又は e)

(注) ①又は②のいずれかの表を選択し、記載すること。

① 年間売上高

(単位：千円)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
a 販売施設における年間売上高					
b 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間売上高					
c bの加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高					
d $b \div a \times 100(\%)$					
e $c \div a \times 100(\%)$					

② 年間販売数量

(単位：kg)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
a 販売施設における年間販売数量					
b 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品の年間販売数量					
c bの加工品以外の農林水産物等の加工品の年間販売数量					
d $b \div a \times 100(\%)$					
e $c \div a \times 100(\%)$					

2 農林水産物等の販売施設における農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量のうちに、当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域（当該土地が所在する市町村（特別区を含む。）の区域及び同一都道府県内の当該市町村に隣接する市町村の区域に限る。）における生産に係る農林水産物等の年間売上高又は年間販売数量の占める割合

(注) ①又は②のいずれかの表を選択し、記載すること。

① 年間売上高

(単位：千円)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
a 販売施設における 年間売上高					
b 市街化調整区域に おける生産に係る農 林水産物等の年間売 上高					
c $b \div a \times 100(\%)$					

② 年間販売数量

(単位：kg)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
a 販売施設における 年間販売数量					
b 市街化調整区域に おける生産に係る農 林水産物等の年間販 売数量					
c $b \div a \times 100(\%)$					

合 計								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

※自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて生産する加工品

- (注)1 「生産者」には、販売者と生産者が異なる場合に、当該生産者の氏名又は名称を記載すること。
- 2 「生産地の所在」には、農林水産物等の生産地の所在を記載するとともに、市街化調整区域であるか否かを記載すること。

(別表2-4)

野菜生産出荷安定法の特例措置

(注) 野菜生産出荷安定法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

農業者又は農業者の組織する団体	指定野菜の種別	作付面積 (ha)	契約に係る供給の期間
		合計	

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 産地連携野菜供給契約の契約書の写し

なお、契約書には、以下の全ての事項が定められていること。

- ① 契約の対象となる指定野菜の種別
- ② 農業者又は農業者の組織する団体ごとの①の指定野菜の供給の期間
- ③ 実需者に供給しようとする指定野菜の数量及び価格に関する事項
- ④ ③の指定野菜の数量に不足が生じた場合におけるこれと同一の種別に属する指定野菜の供給に関する事項
- ⑤ その他必要な事項

(2) 産地連携野菜供給契約に係る指定野菜を生産する農業者の作付面積の合計が、

- ① キャベツ、さといも、だいこん、たまねぎ、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ほうれんそう及びレタスにあっては15ヘクタール
 - ② きゅうり、トマト、なす及びピーマンにあっては5ヘクタール
- に達していることを証する書面

(別表3)

総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	1年後 (年 月期)	2年後 (年 月期)	3年後 (年 月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					
③資金調達額合計 (①+②)					
自己資金					
借入金					
うち 農業改良資金等					
その他					
補助金等					
その他					

(注)1 「農業改良資金等」とは、「農業改良資金」「林業・木材産業改善資金」「沿岸漁業改善資金」を指す。

2 申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

3 借入金・補助金等については、計画申請時点における予定を記載すること。